

岩手県告示第333号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師の研修及びクリーニング業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

令和5年6月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地

(1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

(2) 所在地 東京都港区新橋六丁目8番2号

2 出席して受講する研修及び講習の開催年月日及び開催場所

種 類	開催年月日	開催場所	
		名 称	所在地
研修	令和5年8月27日(日)	釜石地区合同庁舎	釜石市新町6番50号
	令和5年9月24日(日)	久慈地区合同庁舎	久慈市八日町一丁目1番地
	令和5年10月22日(日)	一関地区合同庁舎	一関市竹山町7番5号
	令和5年11月19日(日)	岩手県自治会館	盛岡市山王町4番1号
講習	令和5年8月27日(日)	釜石地区合同庁舎	釜石市新町6番50号
	令和5年9月24日(日)	久慈地区合同庁舎	久慈市八日町一丁目1番地
	令和5年10月22日(日)	一関地区合同庁舎	一関市竹山町7番5号
	令和5年11月19日(日)	岩手県自治会館	盛岡市山王町4番1号

3 通信制による研修及び講習の受付期間及びレポート提出締切年月日

(1) 研修

ア 受付期間 令和5年10月1日(日)から同年11月30日(木)まで

イ レポート提出締切年月日 令和6年1月10日(水)

(2) 講習

ア 受付期間 令和5年10月1日(日)から同年11月30日(木)まで

イ レポート提出締切年月日 令和6年1月10日(水)

4 受講料

(1) 研修 1人 5,000円

(2) 講習 1人 4,500円